

①工事用水が必要で、本設申請・工事用申請を同時に提出する場合

給水装置工事申請書提出(工事用・本設用)

↓
申請書受付

↓
設計審査

↓
納付書発行の連絡

↓
加入金・手数料の納付

↓
工事施行許可書発行

↓
工事用水工事施行

↓
開栓届・竣工届・竣工検査依頼(工事用)

↓
現地竣工検査・量水器出庫(工事用)

↓
開栓手続き

↓
検査合格書発行(工事用)

↓
本設工事施行

↓
閉開栓届・竣工届・竣工検査依頼(本設用)

↓
現地竣工検査(本設用)

↓
閉開栓手続き

↓
検査合格書発行(本設用)

↓
使用開始

申請書受付から納付書発行連絡まで約5日程度。

許可書は、加入金・手数料の納付が確認でき次第発行する。事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項を記入)を提出していれば許可書の郵送が可能。ただし、FAX等で納付確認が必要となる。申請書受付から許可書発行まで約10日程度。

引込工事がある場合は、竣工書類と合わせて工事写真を提出すること。ただし、工事写真の提出が間に合わない場合は本設竣工時まで提出すること。

竣工検査は、事前に予約をすれば竣工届提出日に行うことができる。ただし、竣工届の書類に不備がある場合は、検査を受けることができない。

合格書は、事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項を記入)を提出していれば郵送が可能。検査日から合格書発行まで約1週間程度。

本設工事は、検査合格書(工事用)発行後から施行可能。

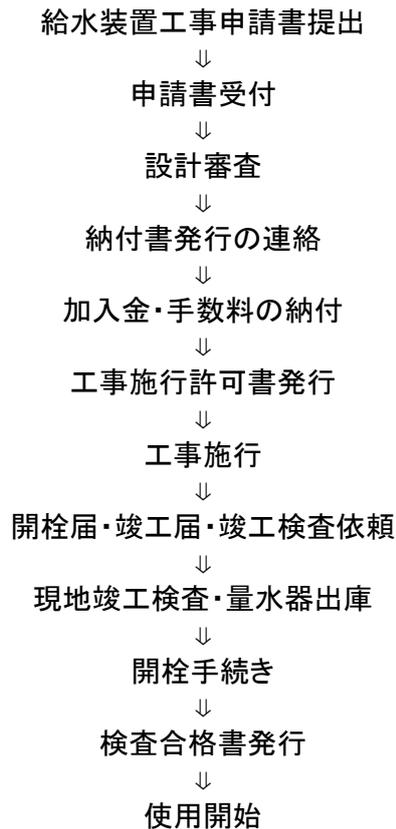
検査不合格の場合は、閉開栓手続きができない。竣工検査は、事前に予約をすれば竣工届提出日に行うことができる。ただし、竣工届の書類に不備がある場合は、検査を受けることができない。

合格書は、事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項を記入)を提出していれば郵送が可能。検査日から合格書発行まで約1週間程度。

【注意事項】

- 建替えの場合は、加入金が不要または口径の差額分の納付となる。
- 工事施行許可書は、加入金・手数料の納金を確認できた時点で発行する。金融機関で納金したことが確認できるものを本センターへ持参すること。
- 道路掘削を伴う給水工事において、穿孔作業を伴う場合は原則立会有り。大阪府岸和田土木事務所が所管する道路占用許可申請等については、本センターからの代理申請が必要。
- 量水器について
 - ・新設の場合、工事用水使用開始時に新しい量水器を出庫し、本設竣工後もそのまま同じ量水器を使用する。
 - ・建替えの場合、申請時に既設の量水器の有効期限が残っていればそのまま使用する。
- 本設及び工事用水の竣工検査は、指定業者の立会が必要。
- 工事用水の水道料金は、口径別料金となる。
- 工事用水の使用者と本設竣工後の使用者が異なる場合は、本設工事竣工時に工事用水の閉栓と竣工後使用者の開栓が必要となる。
- 許可書・合格書は、事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項記入)を提出していれば郵送可能。ただし、提出書類の郵送は不可。

②工事用水が不要で、本設申請のみ提出する場合



申請書受付から納付書発行連絡まで約5日程度。

許可書は、加入金・手数料の納付が確認でき次第発行する。事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項を記入)を提出していれば許可書の郵送が可能。ただし、FAX等で納付確認が必要となる。申請書受付から許可書発行まで約10日間程度。

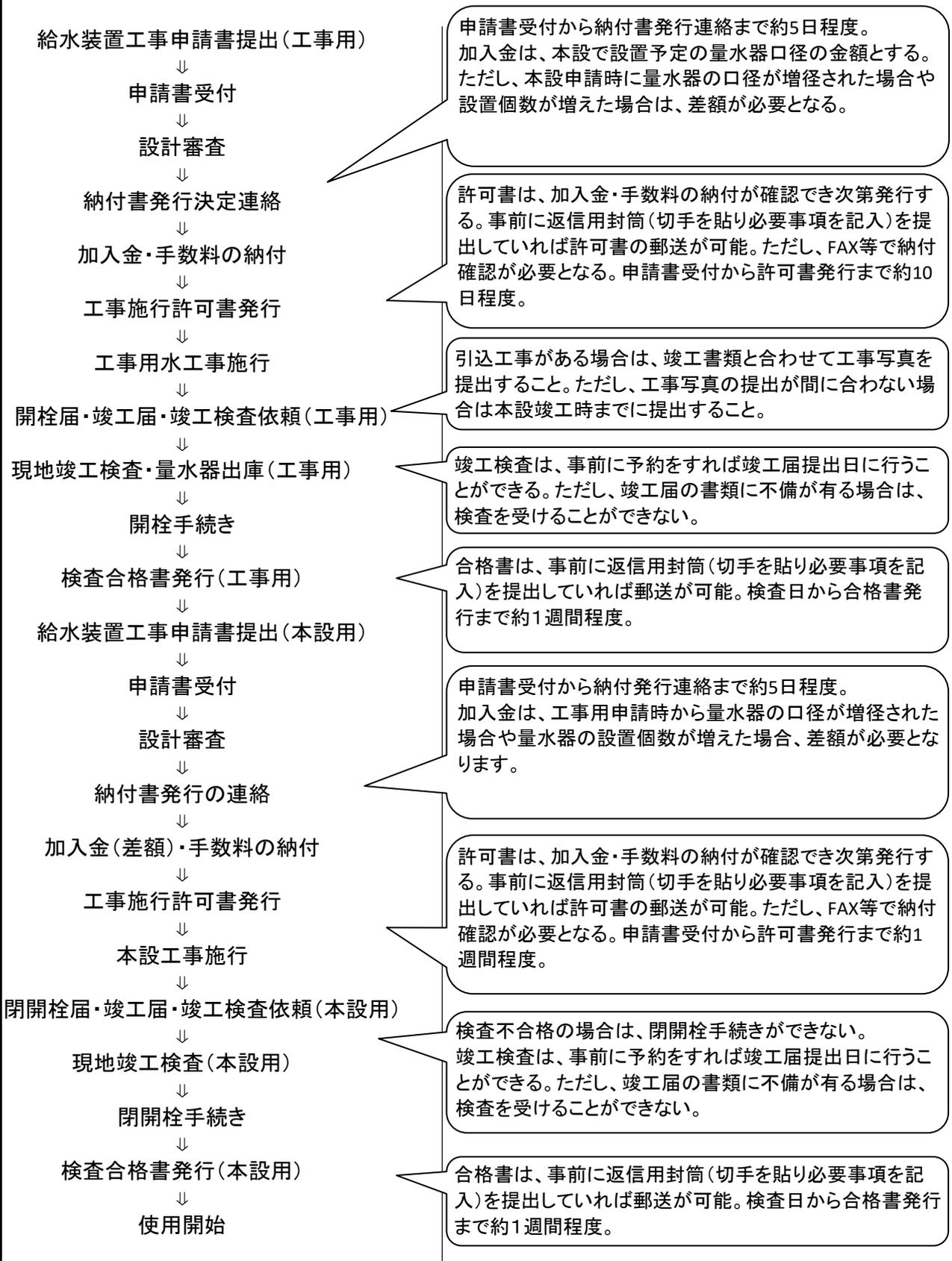
検査不合格の場合は、閉開栓手続きができない。竣工検査は、事前に予約をすれば竣工届提出日に行うことができる。ただし、竣工届の書類に不備が有る場合は、検査を受けることができない。

合格書は、事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項を記入)を提出していれば郵送が可能。検査日から合格書発行まで約1週間程度。

【注意事項】

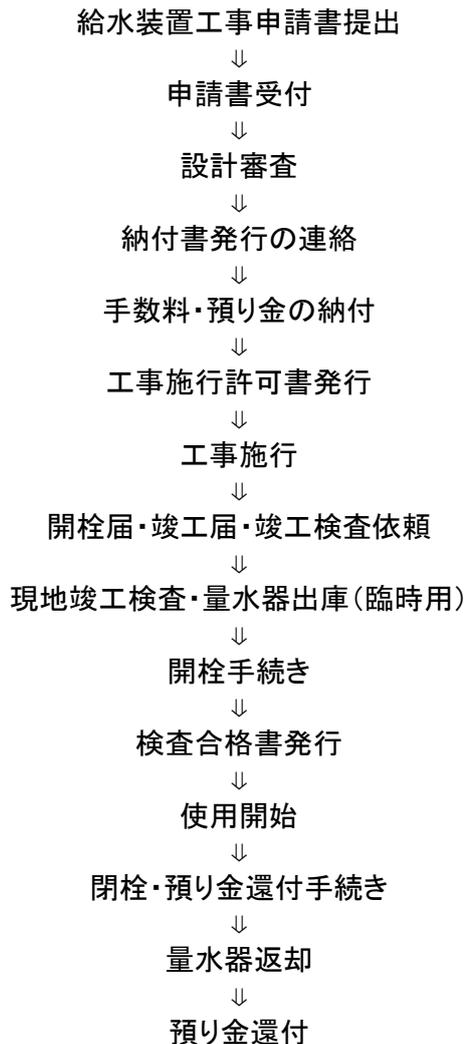
- 建替えの場合は、加入金が不要または口径の差額分の納付となる。
- 道路掘削を伴う給水工事において、穿孔作業を伴う場合は原則立会有り。
大阪府岸和田土木事務所が所管する道路占用許可申請等については、本センターからの代理申請が必要。
- 量水器について
 - ・新設の場合、本設竣工後に新しい量水器を出庫する。
 - ・量水器は、竣工検査時に現地へ持参し、合格ならその場で出庫する。
 - ・建替えの場合、竣工時に既設の量水器の検定期限が残ってればそのまま使用する。
- 本設の竣工検査は、指定業者の立会が必要。
- 許可書・合格書は、事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項記入)を提出していれば郵送可能。ただし、提出書類の郵送は不可。

③工事用水が必要で、工事用申請を先行して提出し、そのあと本設申請を提出する場合



【注意事項】
○ ①と同じ

④臨時用給水のみの場合



申請書受付から納付書発行連絡まで約5日程度。

許可書は、手数料の納付が確認でき次第発行する。事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項を記入)を提出していれば許可書の郵送が可能。ただし、FAX等で納付確認が必要となる。申請書受付から許可書発行まで約10日間程度。

検査不合格の場合は、閉開栓手続きができない。竣工検査は、事前に予約をすれば竣工届提出日に行うことができる。ただし、竣工届の書類に不備が有る場合は、検査を受けることができない。

合格書は、事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項を記入)を提出していれば郵送が可能。検査日から合格書発行まで約1週間程度。

【注意事項】

- 水道料金は、臨時用料金となる。
- 預り金50,000円を前納し、閉栓後使用料金を精算して還付する、もしくは、料金が不足していた場合は、不足金額を追徴する。
- 加入金を工事施行前に納付する必要はありません。
- 道路掘削を伴う給水工事において、穿孔作業を伴う場合は原則立会有り。
大阪府岸和田土木事務所が所管する道路占用許可申請等については、本センターからの代理申請が必要。
- 竣工検査は、指定業者の立会が必要。
- 量水器について
 - ・臨時用水使用開始時に専用の量水器を出庫しますので、閉栓時に返却すること。
 - ・量水器は、竣工検査時に現地へ持参し、合格ならその場で手渡し(出庫)する。
- 許可書・合格書は、事前に返信用封筒(切手を貼り必要事項記入)を提出していれば郵送可能。ただし、提出書類の郵送は不可。